

報道関係者各位

令和8年7月1日

令和7年度における情報公開制度及び 個人情報保護制度の運用状況について

標記の運用状況につきまして、公表しますのでお知らせします。

情報公開制度 市民の皆さんの「知る権利」を尊重するとともに、行政施策の説明責務を全うしていくため、市が保有する情報を公開・提供する制度です。
(根拠法令：舞鶴市情報公開条例)

個人情報保護制度 市が保有する自己を本人とする保有個人情報について、本人又は本人から委任を受けた代理人の請求により公開・提供する制度です。
(根拠法令：個人情報の保護に関する法律)

<件数の増減状況>

		令和7年度	令和6年度	増 減
情報公開 制度	請求件数	73件	69件	+4件
	決定等件数	201件	83件	+118件
個人情報 保護制度	請求件数	16件	30件	-14件
	決定等件数	16件	32件	-16件

※ 1件の請求が複数の部署にまたがる場合や請求に対する決定内容が異なる場合があるため、請求件数と決定等件数は必ずしも一致しません。



まち
この舞鶴に
北陸新幹線を。

舞鶴市 総務課 (担当：多田、村尾)
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
[TEL:0773-66-1044](tel:0773-66-1044)、[FAX: 0773-62-5099](tel:0773-62-5099)
E-mail:soumu@city.maizuru.lg.jp